

継続

原議保存期間	5年(令和7年3月31日まで)
有効期間	一種(令和7年3月31日まで)

各都道府県警察の長
各地方機関の長 殿

警察庁丁暴発第86号
令和2年3月13日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
暴力団対策課長

公営住宅における暴力団排除について

公営住宅における暴力団排除については、「公営住宅における暴力団排除について」(平成19年6月1日付け警察庁丁暴発第56号。以下「旧通達」という。)により推進してきたところであるが、この度、「通達(刑事局主管分)の整理について(通達)」(平成25年12月20日付け警察庁丁刑企発第243号、丁捜一発第126号、丁捜二発第157号、丁鑑発第1048号、丁企分発第150号、丁暴発第394号、丁薬銃発第300号、丁国捜発第102号、丁犯収発第86号)の発出により、旧通達が廃止されたことに伴い、本通達を発出することとしたので、各都道府県警察においては、下記の点に留意の上、各事業主体と連携し、公営住宅からの暴力団排除を強力に推進されたい。

なお、国土交通省住宅局長から都道府県知事に対して「公営住宅における暴力団排除について」(平成19年6月1日付け国住備第14号)が発出されているので、参考まで添付する。

記

1 国土交通省が示した暴力団排除の基本方針

(1) 入居決定

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で供給する住宅であり、入居者は、少なくとも公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)第23条に規定する入居者資格を満たし、事業主体の長により入居決定される必要がある。

ここで、そもそも暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)は、暴力団活動(集団的に又は常習的に暴力団対策法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うことその他の暴力団の活動をいう。以下同じ。)に従事することにより違法・不当な収入を得ている蓋然性が極めて高いことから、暴力団員については、

ア 入居者資格審査に当たり、暴力団活動を通じて得られる違法・不当な収入について本人が申告することは期待できないことに加え、このような収入については一般に犯罪の発覚や没収を免れるために隠匿が図られ、又は資金源としてその属する暴

力団に移転されるものであるため、所得を的確に把握することは困難であり、入居収入基準を満たしていると判断することができないこと。

イ 暴力団活動に従事し、他の入居者の生活妨害等の行為を行うおそれが高いと判断されるため、入居決定（公営住宅の使用許可）することが適当な者とはいえないこと。

から、入居申込者（その同居者を含む。以下同じ。）が暴力団員である場合には入居決定をしないことを原則とし、募集パンフレットやホームページ等により、その旨を周知するものとする。さらに、入居の手続において「入居者及びその同居者が暴力団員ではないこと」を確約する書面を入居者から提出させるとともに、あらかじめ入居者に対し、入居者（その同居者を含む。）が暴力団員であることが判明したときは、明渡請求事由に該当することとなる旨を書面により通知しておくものとする。

(2) 同居承認及び入居承継承認

同居承認については、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「規則」という。）第10条第1項第1号の規定により、同居の後における収入が公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第6条第1項に規定する金額を超える場合には、承認をしてはならないこととされている。また、入居承継承認については、規則第11条第1項第2号の規定により、承認の後における収入が令第9条第1項に規定する金額を超える場合には、承認をしてはならないこととされている。

暴力団員については、(1)アと同様に、同居承認及び入居承継承認に当たって、収入基準を満たしていると判断することができないため、承認を行わないことを原則とする。

(3) 不正入居が判明した場合の措置

(1)及び(2)に反し、暴力団員であるにもかかわらず偽って入居していることが判明した場合には、法第32条第1項第1号に該当するものとして、明渡請求を行うとともに、明渡請求後も退去しない場合には、同条第4項に基づく損害賠償請求を行うなど、法に基づき厳正に対処するものとする。

(4) 既存入居者である暴力団員に対する措置

ア 既存入居者（公営住宅に現に入居している者又は同居している者をいう。以下同じ。）が暴力団員であることが判明した場合には、(1)アと同様に、適法に収入の申告がなされたとは判断することができないことから、法第16条第1項ただし書の規定により、近傍同種の住宅の家賃を課すことを原則とし、その自主的な退去の促進に努めるものとする。

イ また、既存入居者が暴力団員であることが判明した場合であって、

(ア) 不正入居、家賃の3月以上滞納、公営住宅又は共同施設を故意に毀損、公営住宅の転貸（例：暴力団事務所としての使用）等を行ったときには、法第32条第1項の規定に基づき、

(イ) 不法・不当行為等により他の入居者の生活妨害等の行為を行ったときには、条例における迷惑行為禁止規定（例：「第〇条 入居者は、周辺環境を乱し、又

は他の迷惑を及ぼす行為をしてはならない。」)に基づき、それぞれ明渡請求を行うとともに、損害賠償請求を行うなど、法に基づき厳正に対処するものとする。

(5) 入居後に暴力団員となった者に対する措置

入居した時点では暴力団員ではなかったが、入居後に暴力団員となったことが判明した場合には、(3)と同様に、所要の手続きを経て厳正に明渡請求及び損害賠償請求を行うものとする。

(6) なお、上記(1)から(5)までの趣旨を踏まえ、条例上公営住宅における暴力団員の排除に係る措置を明確化することとしても差し支えない。

2 警察と事業主体（地方公共団体）との連携強化

(1) 連絡協議会の設置等による連携の強化

各事業主体との連絡協議会や担当者研修会の開催等により、必要な情報交換等が行える枠組みを確保するとともに、事業主体に対して、暴力団排除の措置が講じられるよう強力かつ継続的な働きかけを行うこと。

(2) 情報提供に関する基本的な考え方等

ア 事業主体からの情報提供依頼

事業主体において、公営住宅への入居申込者又は入居者（以下「入居申込者等」という。）が暴力団員である疑いが客観的に高いと判断する場合であって、関係者への聞き取りや新聞報道等の他の方法によっては、事業主体が暴力団員該当性を確認することが困難なときは、事業主体から警察に対し、暴力団員該当性に係る情報提供を求める場合がある。

イ 情報提供に関する基本的な考え方

暴力団情報の部外への提供については、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（平成25年12月19日付け警察庁丙組企分発第35号、丙組暴発第13号）（以下「25年通達」という。）に基づき行われるべきところ、事業主体から公営住宅の入居申込者等に関して、暴力団員であるか否か、その該当性について情報提供の依頼があった場合であって、当該情報提供が入居決定等の判断に必要な不可欠であるときは、暴力団員による不正入居、他の入居者に対する生活妨害等の未然防止という公益性の観点等から情報提供は可能である。

また、事業主体においては、必要な場合には、入居申込者等が暴力団員であると判断した根拠について、警察からの情報提供によるものであることを入居申込者等に告知することも考えられるところであるが、かような告知を事業主体が行うことは差し支えない旨を国土交通省との間で申し合わせている。

その他、情報の正確性の担保をはじめ、個別の対応に当たっては、25年通達に基づき適切に対応すること。

ウ 事業主体に対する通報等

事件検挙をはじめ、あらゆる警察活動を通じ、暴力団員が公営住宅に入居している事実を把握した場合には、可能な限り事業主体にその旨を通報するなど、適切な

措置が講じられるよう働きかけること。

(3) 事業主体に対する積極的な支援

事業主体に対しては、暴力行為等に及ぶおそれがある入居申込者等への対応要領等について、積極的に助言、指導を行うとともに、事態の態様や必要性により、警戒活動や保護対策等適切な措置を講じること。

(4) 都道府県暴力追放運動推進センターとの連携強化

事業主体に対し、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）による不当要求防止責任者講習の受講を推奨し、暴力団等からの不当要求に対する対応能力の向上を図るとともに、暴力団からの離脱を希望する入居申込者等については、事業主体及び都道府県センターと連携を図り、的確に助言、指導等を行うなど、離脱希望者に対する必要な措置を講じること。

3 その他

国土交通省では、改良住宅においても公営住宅に準じて取り扱うこととしていることから、公営住宅における暴力団排除に準じた対応を行っていくこととする。

【継続措置状況】

初回発出日：平成26年6月3日

（有効期間：平成32年3月31日）

別添については省略